

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 行政管理部 管財課
- 2 監査実施日 令和6年3月1日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和4年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、行政管理部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

管財課は、市の公共事業の契約事務を統括し、競争入札の適正な執行に努めている。地方公共団体の契約は競争入札が原則であるが、より迅速かつ能率的な事務執行を可能とするため、政令に定める場合に限り、随意契約が認められている。随意契約は、事務の効率化が図られる一方で、適正なルールに基づき運用されなければ、不公正な契約に繋がる恐れがあることから、本市では、工事等の手続きにおいては、一定の範囲で管財課が関与するなど、独自のルールを設け、随意契約の適正な運用に努めている。

現在、工事の随意契約について、ルールの見直しを検討しているとのことであるが、随意契約は競争入札の例外であり、その運用については、競争性、公平性、公正性、透明性が十分に保たれるものでなければならない。

以上のことから、ルールの見直しを行う際は、随意契約が適切なルールの下で執行されるよう、随意契約ガイドラインを作成するとともに、それに従い手続きが適正に運用されているかの確認と指導・監督を行うことで、内部統制の強化を図り、市の契約事務の一層の適正化と効率化の両立に努められたい。